

3 衛生委員会等における調査審議

メンタルヘルスケアの推進に当たっては、事業者が労働者の意見を聴きつつ事業場の実態に即した取り組みを行うことが必要です。派遣先・派遣元事業場ともに、「心の健康づくり計画」の策定はもとより、その実施体制の整備等の具体的な実施方法や個人情報の保護に関する規程の策定等に当たっては、衛生委員会等において十分調査審議を行うことが重要です。 【指針：3】

調査審議に当たっては、派遣先・派遣元事業場ともに、派遣労働者の意見も聴くようにしましょう。

衛生委員会の調査審議についての法令上の定め

労働安全衛生法

第十八条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。

一～三（略）

四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

労働安全衛生規則

第二十二條（衛生委員会の付議事項）

法第十八条第一項第四号の労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項には、次の事項が含まれるものとする。

一～七（略）

八 労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。

九 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。

十 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。

労働安全衛生法等の一部を改正する法律（労働安全衛生法関係）等の施行について（平成18年2月24日付け基発第0224003号）

衛生委員会の付議事項（第22条関係）

第10号は、精神障害等の労災認定件数が増加しており、事業場において労使が協力してメンタルヘルス対策を推進する重要性が増していることから、衛生委員会等の付議事項として、第8号とは別に、「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること」を明記したこと。

なお、この樹立に関することには、

- ① 事業場におけるメンタルヘルス対策の実施計画の策定等に関すること
- ② 事業場におけるメンタルヘルス対策の実施体制の整備に関すること
- ③ 労働者の精神的健康の状況を事業者が把握したことにより当該労働者に対して不利益な取扱いが行われるようなことがないようにするための対策に関すること
- ④ 労働者の精神的健康の状況に係る健康情報の保護に関すること
- ⑤ 事業場におけるメンタルヘルス対策の労働者への周知に関することが含まれること

4 心の健康づくり計画

メンタルヘルスケアは、中長期的視野に立って、継続的かつ計画的に行われるようにすることが重要であり、派遣先・派遣元事業場それぞれにおいて「心の健康づくり計画」を策定することが必要です。

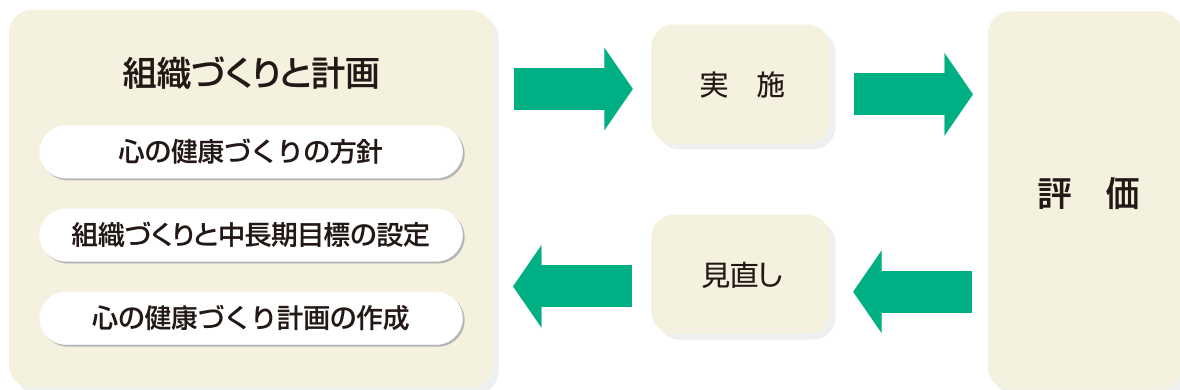
この際、派遣先事業場にあつては、派遣労働者もメンタルヘルス計画の対象に含めることにより、派遣労働者にとっても働きやすい環境が整備され、生産性の向上につながることを期待されます。

「心の健康づくり計画」で定めるべき事項は、次に掲げるとおりです。

【指針：4】

- ① 事業者がメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明に関すること
- ② 事業場における心の健康づくりの体制の整備に関すること
- ③ 事業場における問題点の把握及びメンタルヘルスケアの実施に関すること
- ④ メンタルヘルスケアを行うために必要な人材の確保及び事業場外資源の活用に関すること
- ⑤ 労働者の健康情報の保護に関すること
- ⑥ 心の健康づくり計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関すること
- ⑦ その他労働者の心の健康づくりに必要な措置に関すること

▶ メンタルヘルスケアの計画及び進め方（参考例）



5 4つのメンタルヘルスケアの推進

メンタルヘルスケアは、「セルフケア」「ラインによるケア」「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」及び「事業場外資源によるケア」の「4つのケア」が継続的かつ計画的に行われることが重要です。

なお、事業者は、メンタルヘルスケア推進の実務を担当する事業場内メンタルヘルス推進担当者を選任するよう努めることが重要です。

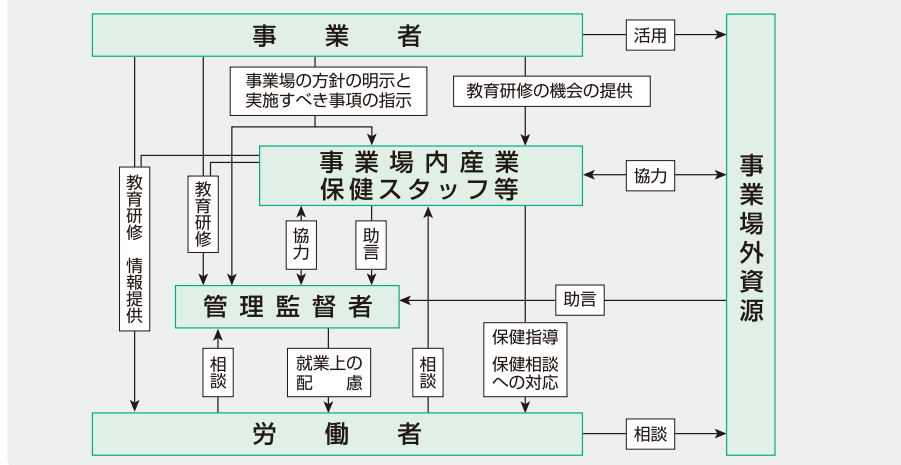
【指針：5】

表▶ メンタルヘルス指針による4つのケアの各担当者等の役割

項目	労働者	管理監督者	事業場内産業保健スタッフ等	事業場外資源	事業者
セルフケア ※1	ストレスへの気づき ストレスへの対処 自発的な相談	セルフケアの支援 ストレスへの気づき ストレスへの対処 自発的な相談	セルフケアへの専門的な支援 労働者への情報提供等	情報提供、広報 教育研修の開催 個別の相談・診療	心の健康づくり計画の策定 関係者への事業場の方針の明示
ラインによるケア ※2		心の健康問題の早期発見と対応 職場環境等の改善 個別の相談対応 職場復帰における支援	ラインによるケアへの専門的な支援 管理監督者への教育研修の実施	情報提供、広報 教育研修の開催 講師の養成、派遣	労働者の相談に応ずる体制の整備 関係者に対する教育研修の機会の提供等 事業場外資源とのネットワークの形成
事業場内産業保健スタッフ等によるケア ※3			職場環境等の改善 個別の相談対応及び事業場外資源の紹介等 職場復帰支援	情報提供、広報 教育研修の開催 講師の養成、派遣	
事業場外資源によるケア			事業場外資源への窓口対応 ネットワークの形成	直接サービスの提供 支援サービスの提供 ネットワークへの参加 職場復帰支援	

- ※1 派遣元事業場のみならず、派遣先事業場においても、「セルフケア」を行うための支援の対象に、派遣労働者を含めるようにしましょう。
- ※2 派遣先事業場においては、「ラインによるケア」の対象に派遣労働者を含めるようにしましょう。派遣元事業場においては、通常の「ラインによるケア」の実施は困難ですが、定期的に派遣労働者の勤務先を巡回した際に、派遣労働者の就労状況を把握し、相談対応の実施等の必要な支援を行いましょう。
- ※3 それぞれのスタッフの役割は以下のとおりです。
 - 産業医等：専門的立場から対策の実施状況の把握、助言・指導などを行う。また、長時間労働者に対する面接指導等の実施（派遣元）やメンタルヘルスに関する個人の健康情報の保護についても、中心的役割を果たす。
 - 衛生管理者等：教育研修の企画・実施、相談体制づくりなどを行う。
 - 保健師等：労働者及び管理監督者からの相談対応などを行う。
 - 心の健康づくり専門スタッフ：教育研修の企画・実施、相談対応などを行う。
 - 人事労務管理スタッフ：労働時間等の労働条件の改善、労働者の適正な配置に配慮することなどを行う。

表▶ 事業場におけるメンタルヘルス体制例



6 メンタルヘルスケアの具体的な進め方

前記5の4つのケアが適切に実施されるよう、派遣先・派遣元の事業者が連携を図り、以下の取り組みを積極的に推進することが効果的です。

- メンタルヘルスケアを推進するための教育研修・情報提供
- 労働者・管理監督者への相談対応
- 職場環境等の把握と改善
- メンタルヘルス不調への早期の気づきと適切な対応
- 職場復帰における支援